# 「みんなでやっちょるよ!G7宮崎農業大臣 会合県民参加プロジェクト応援事業」

募集要領

令和 4 年12月 G 7 宮崎農業大臣会合協力推進協議会事務局 この募集要領は、補助金の申請方法について説明するものです。 申請にあたっては、必ず内容をご確認ください。

#### 【申請受付期間】

令和4年12月7日(水)から 令和5年1月6日(金)午後5時まで(必着)

#### 【問い合わせ先】

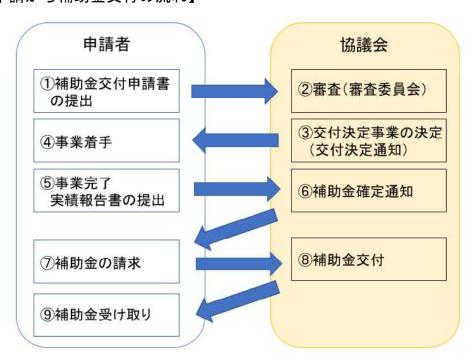
G 7 宮崎農業大臣会合協力推進協議会事務局 (宮崎県総合政策部総合政策課G7宮崎農業大臣会合推進室内)

※ 詳細は7ページ「問い合わせ・各種書類提出先」をご参照ください。

#### 1 目的

G 7 宮崎農業大臣会合(以下「会合」という。)の開催に向け、G 7 宮崎農業大臣会合協力推進協議会(以下「協議会」という。)が、宮崎県民(以下「県民」という。)が自ら企画した事業を支援することにより、県民に向けた会合開催の周知、県民の参加機会の創出及び国際理解の向上による機運醸成を図ることを目的とします。

#### 【申請から補助金交付の流れ】



### 2 補助対象事業

以下のすべてに該当する事業が対象になります。

- (1) 交付決定日(令和5年1月中旬を予定)から令和5年4月23日までに行われる事業
- (2) 事業名に「G 7 宮崎農業大臣会合(県民応援)」等を含み、会合の開催周知が図られる事業
- (3) 「食」、「農業」、「G7」をテーマに行い、県民の参加機会の創出及 び国際理解の向上による会合の機運醸成が効果的に図られる事業
- ※1 ただし、実施事業が次のいずれかに該当する場合は対象外となり ます。
- (1) 公序良俗に反するなど、社会的に非難を受ける恐れのある事業
   (2) 宗教的活動、政治的活動及びこれらに類する事業
   (3) 宮崎県又は宮崎市から他の補助金等の交付を受けて実施する事業
   (4) 事業の主たる効果が県外で生じるもの
   (5) その他、G 7宮崎農業大臣会合協力推進協議会会長(以下「会長」という。)が適当でないと認める事業
  - ※2 会合に関する広報や記録を行うため、補助事業に係る事業計画から実績報告までに至る情報(個人情報及び法人等又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に係る部分は除く。)について、協議会・宮崎県・宮崎市ホームページ、パンフレットその他これらに類する媒体により公開することについて、あらかじめご了承ください。
- ※3 補助金の申請は一団体につき一事業とし、複数の事業を申請する ことはできません。

### 3 補助対象者

(6)

以下のすべてに該当する者が対象になります。

(1) 次のいずれかに該当する宮崎県内に活動拠点(本支店、営業所等) を有する団体であること。 ア 法人格を有する団体 イ 複数の企業体で構成された団体 ウ その他、対象事業を実施できる見込みのある団体として会長 が認める団体 組織として規約の定めがあること。 (2)(3)代表者及び所在地が明らかなこと。 (4)一定の活動実績があり、会計経理が明確であること。 (5) 補助事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定 する暴力団(以下「暴力団」という。) 若しくは同条第6号に規定す る暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと又は暴力団若し くは暴力団員と密接な関係を有しないこと。

宗教的活動や政治的活動を行うことを目的としたものでないこと。

(7) その他補助が適当でないと会長が認める者でないこと。

## 4 補助率等

補助対象 経 費	以下の事業実施に直接かかる経費で、かつ、交付決定後にかかる経費に限ります。 ①謝金 ②消耗品・材料購入費 ③印刷製本費 ④広告宣伝費 ⑤使用料 ⑥委託費(実施事業の大部分を委託する場合は対象外とする。) ⑦その他会長が必要と認める経費
補助率	1/2以内
限度額	100万円

※1 次に掲げる経費は、補助対象外となります。

- ① 団体の維持管理経費
- ② 事業に直接関係のない経常的な活動経費
- ③ 飲食費
- ④ 構成員の人件費
- ⑤ 備品購入費 (パソコン、車両等の汎用性があり、事業終了後 においても長期にわたり使用できる物品の経費)
- ⑥ 消費税額及び地方消費税額
- ⑦ その他会長が補助対象として適当ではないと認める経費
- ※2 補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとします。
- ※3 補助事業における発注先・購入先は、可能な限り県内業者(県内 に本社、本店、支店もしくは営業所を有する法人、又は県内に住所の ある個人事業主)とするよう努めてください。

#### 5 申請書類

## (1) 申請書類

以下のすべての書類の提出が必要です。

(1)	提出書類点検表
(2)	交付申請書(別記様式第1号)
(3)	事業計画書(別記様式第2号)
(4)	収支予算書(別記様式第3号)
(5)	団体の概要調書 (別記様式第4号)
(6)	団体の規約、構成員名簿
(7)	決算書等の財務状況が分かる書類(直近1年分) ※ 設立後、1年未満の団体は提出不要
(8)	暴力団等の排除に関する誓約書 (別記様式第5号)

## (2) 提出方法等

• 提出期限:令和5年1月6日(金)午後5時必着

• 提出部数:正本1部、副本6部

・ 提出方法:持参又は郵送

#### (3) 審査結果の通知

- ・ 審査結果は、1月中旬を目途に、各申請者へ文書で通知し、交付決 定事業名と事業者名を協議会ホームページ又は宮崎県ホームページに 掲載します。
- ・ なお、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとします。

#### (4) その他

審査委員会による審査の結果が不交付となった場合、会合開催に係る連携事業として実施することをご検討ください。

#### 【会合開催に係る連携事業について】

参加者への周知啓発を図ることができ、会合の機運醸成につながるイベント等について、協議会と連携し会合の周知を図るものです。連携事業については、協議会ホームページに掲載し、広報支援を実施します。

#### (連携例)

イベント等において、協議会が貸与する広報物(ポスター・の ぼり・パンフレット等)を活用し、参加者への会合開催の周知を図 る。

## 6 審査基準等

## (1) 事業予算額

4,000,000円程度

#### (2) 審査等

- ・ 協議会が定める審査委員会において、(3) 審査基準に基づいた書類 審査をします。(必要に応じて、申請者に対しヒアリング等を実施する 場合があります。)
- ・ 審査委員会は非公開とします。
- ・ 協議会事務局にて委員の採点を集計し、合計点数の上位から事業予 算額の範囲内で交付決定事業を決定します。

## (3) 審査基準

評価項目	評価基準・視点等	配点
テーマ	「食」、「農」のテーマが適切で、同テーマの伝え方に独自性や創意工夫があるか。	5
開催周知	申請事業の実施により、G7宮崎農業大臣会合開催に 対する認知度を高められる内容・工夫があるか。	5
機運醸成	・多くの県民が参加できる事業内容であり、申請事業の広報が効果的にされるよう計画されているか。 ・申請事業の参加者が、国際理解を深めることができる事業内容か。	10
実施体制	申請事業のスケジュール、実施体制及び収支計画が 実現可能な計画であるか。	5
<u></u>		

## 7 問い合わせ・各種書類提出先

〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号 本館3階 G7宮崎農業大臣会合協力推進協議会事務局

(宮崎県総合政策部総合政策課G7宮崎農業大臣会合推進室内) 広報・PR担当

電 話 0985-26-7370

FAX 0985-26-7956

E-mail g7miyazaki@pref.miyazaki.lg.jp